明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法第七条の規定により地方環境事務所長に委任する事務を定める省令（環境一三）　一

〔告　示〕

○消防法第二十一条の四第二項の規定により消防の用に供する機械器具等について型式承認をした件（総務三三四）　二

○郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの一部を改正する件（同三三五）　三

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（政治資金適正化委五三）　四

○出願公表後に品種登録出願が拒絶された件（農林水産二一五三）

○エネルギーの使用の合理化に関する法律第四十四条の規定に基づき、登録調査機関の事業所の変更の届出があった件（経済産業一九五）

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条第一項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務を委任した件の一部を改正する件（同一九六）　四

○補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正した件（同一九七）　五

○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通九九七）　五

○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同九九八）　六

○水路測量の実施に関する件（海上保安庁二〇六）　六

〔国会事項〕

裁判所　相続、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　六

会社その他　六

〔人事異動〕

内閣　内閣府　警察庁　復興庁　財務省　文部科学省　七

〔官庁報告〕

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示（新潟労働局最低賃金公示一、香川同一）　七

国土調査の成果の認証の公告（国土交通省）　九

〔公　告〕

諸事項

官庁

土地家屋調査士懲戒処分関係　九

省　令

○環境省令第二十三号

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成二十三年法律第九十九号）第七条の規定に基づき、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法第七条の規定により地方環境事務所長に委任する事務を定める省令を次のように定める。

平成二十四年九月五日

環境大臣　細野　豪志

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法第七条の規定により地方環境事務所長に委任する事務を定める省令

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法第四条第一項及び第二項に規定する環境大臣の事務は、地方環境事務所長に委任する。ただし、環境大臣が自らその事務を行うことを妨げない。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（地方環境事務所組織規則の一部改正）

2　地方環境事務所組織規則（平成十七年環境省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第八号中「関すること」の下に「（東北地方環境事務所を除く。）」を加え、同条第九号中「「施行規則」を「「放射性物質汚染対処特措法施行規則」」に改め、「関すること」の下に「（東北地方環境事務所を除く。）」を加え、同条第十号中「施行規則」を「放射性物質汚染対処特措法施行規則」に改め、「関すること」の下に「（東北地方環境事務所を除く。）」を加え、同条第十一号中「次号において」を「以下」に改め、「関すること」の下に「（東北地方環境事務所を除く。）」を加え、同条第十二号中「をいう。」の下に「第六条第一項第八号において同じ。」を、「限る。」の下に「東北地方環境事務所を除く。」を加え、同条中第八号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。